
経済社会理事会

Distr.: Limited
2006年7月5日

2006年実質討議

第2議題：

国内においても国際的にも、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを達成する環境の創出およびその持続可能な開発への影響

非公式協議に基づき理事会議長により提出された
国連経済社会理事会ハイレベル部会における閣僚宣言

我々閣僚および各国代表は、2006年7月3日から5日、ジュネーブにおいて開催された2006年国連経済社会理事会ハイレベル部会における実質討議に参加し、

議題テーマである「国内においても国際的にも、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを達成する環境の創出およびその持続可能な開発への影響」および、同テーマにおける事務総長報告¹を考慮し、

ミレニアム開発目標や、経済、社会および関連分野における主な国連会議および首脳会合での成果などの、国際的に合意された開発目標を想起し、

国連総会首脳会合（2005年世界サミット）「成果文書」²を想起し、

2006年「世界経済社会調査」：格差を広げる成長と開発、を考慮し、

世界の失業率は変化していないにもかかわらず、世界の失業者数の合計が、2005年に過去最悪に達したことおよび、世界の労働者の半数 - そのうちほとんどが女性であるが、自分や家族の生活を貧困から脱却させるために十分な収入を得ることができない³ことを認識し、それゆえに、新たな生産的な仕事の創出と、既存の仕事の質の改善という2つの課題を強調し、

以下の宣言を採択した。

1 E/2006/55

2 国連総会決議 60/1

3 1人1日当たりの生活費2米ドル以下の貧困ライン

1. 我々は、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを達成する環境を、国内においても国際的にも早急に創出する必要があると確信する。投資、経済成長、企業活動を支援する環境は、新たな雇用機会の創出にとって必要である。飢えや貧困の撤廃、すべての人の社会的、経済的満足度の向上、すべての国家の持続的な経済成長および持続可能な開発の達成、完全に包摂的かつ公正なグローバル化を実現するには、すべての男女に、自由、公平、保障ならびに人間の尊厳が確保された条件下で生産的な仕事を得る機会を与える必要がある。
2. 我々は、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークは、社会的保護、仕事における基本的原則及び権利、社会対話を包摂し、その達成は、すべての国家の持続可能な開発にとって重要な要素であり、それゆえ、国際協力の優先的目標であると認識する。
3. 我々は、ILO（国際労働機関）のディーセント・ワークに関する政策は、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを達成する目標実現のための重要な手段であることを認識する。
4. 我々は、公正なグローバル化を強く支持し、完全雇用、生産的な雇用および、女性や若者を含むすべての人へのディーセント・ワークを達成するという目標を、各国政策、国際的政策、国連開発目標などの国際的に合意された開発目標の達成のための努力の一環として、貧困削減政策等、各国の開発戦略の中心的課題とすることを決意する。これらの政策は、ILO の第 182 号条約に定義されている「最悪の形態の児童労働」や強制労働の撤廃も網羅する。我々はまた、仕事における基本的原則及び権利の十分な尊重を決意する。
5. 我々は、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークの達成を、とりわけ以下により促進することを決意する。
 - (a) 「仕事における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」における ILO の中心的役割を認識し、それに含まれる原則を尊重、促進、実現し、
 - (b) 仕事における基本的原則及び権利、すなわち結社の自由及び団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の効果的な廃止、職業・雇用上の差別撤廃に関する ILO 条約の加盟各国における完全実施 - 未批准国においては批准促進 - に対し引き続き努力し
 - (c) 女性、若年者、障害者、移民、先住民の雇用の権利に関する上記以外の ILO 条約の批准および完全実施を考慮する。
6. 我々は、公平、平等、保障ならびに人間の尊厳が確保された条件下で仕事における基本的原則及び権利を十分尊重しつつ、すべての人へのディーセント・ワークを達成することに加え、完全雇用、自由選択的な雇用、生産的な雇用の促進を目的とした雇用戦略が、いかなる開発戦略においても基本要素を成すべきであると再確認する。我々は、さらにマクロ経済政策がとりわけ雇用創出を支援すべきであると再確認する。グローバル化の社会的影響と社会的側面は十分考慮されるべきである。

7. 我々は、男女平等と女性や少女のエンパワメントを促進する決意を再確認し、これらは持続可能な開発の達成と、飢え、貧困、病気の撲滅への取り組みに必須であると認識する。我々は、すべての女性の人権を推進しかつ保護するという責務を、とりわけ完全雇用、生産的な雇用、ディーセント・ワークへの平等なアクセスを確保することにより実施することを決意する。
8. 我々は、女性や少女への暴力が、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークの達成や持続可能な開発への深刻な障害になることを認識し、女性や少女に対するあらゆる形の暴力を防止するために適切な注意を払い、被害者を保護し、そのような暴力に関し犯罪者を捜査、訴追、処罰する義務を果たすため、直接関連する取り組みを含む戦略や政策を策定し、実施するという我々の責務を再確認する。
9. 我々は、部門横断的な統合的アプローチや一連の政策を要する開発に、女性が参加できる環境を作るため、ハイレベルの政治的介入、制度改革および組織改革、部門に特化した政策やプログラムの採択および実施、女性差別撤廃条約や ILO 条約など、国際人権章典に定められた規定に沿った法的枠組みの制定および施行、十分な資金とジェンダー対応予算への取り組み、説明責任と監視メカニズム、能力構築と社会の意識向上等を含め、ジェンダーの主流化戦略を一貫して行使する必要性を強調する。
10. 我々は、障害者に対し、いかなる場所においても、いかなる差別も受けず他の人と対等に、平等な機会への完全なアクセス、生産的な雇用やディーセント・ワークを与える戦略の策定、実施への責務を、開かれた、包括的かつすべての人が利用できる労働市場や職場環境の促進および、平等で良好な労働条件を確保することにより行うことを確認する。
11. 我々は、世界中の若者に、完全雇用、生産的な雇用やディーセント・ワークを見つけるための現実的で平等な機会を与える戦略を策定し、実施するという責務を再確認する。この件に関して、世界の失業者のうちおよそ半数が若者であることに注目し、我々は若年雇用を、国内開発戦略および課題の主流に組み込み、労働市場の要求を満たす教育、訓練、生涯学習など、若年者の就業能力向上政策およびプログラムを策定し、若者のための新たな、良質な仕事の創出を可能にし、情報や訓練などにより、そのような仕事へのアクセスを容易にするような総合的な政策を通して、働くことへのアクセスを促進するよう決意する。
12. 我々は、関係国間での意見交換、支援および審査メカニズムとしての若年雇用ネットワークの取り組みの重要性を認識し、加盟国、国連、協力機関に対し、国、地域、国際レベルでネットワークの強化、拡大を図ることを求める。
13. 我々は、労働力の国際移動と開発の重要な結びつきを強調し、2006年9月13、14日に開催される国際移動と開発に関する国連総会ハイレベル対話を、開発からの恩恵を最大限にし、否定的な影響を最小限にするための適切な手段と方法を見出すために、国際移動と開発の多次元な側面について話し合うための機となることを期待する。

14. 我々は、良質の教育への普遍的で公平なアクセス、達成可能な最高水準の肉体的、精神的健康、すべての人にプライマリー・ヘルス・ケアの利用を可能にする目標を、貧困撲滅への取り組み、完全雇用及び生産的な雇用の促進、社会的統合を強化する一環として、促進かつ達成することの重要性を再確認する。我々は、引き続き HIV/AIDS、マラリア、結核、その他の主な感染症が、社会経済開発に与える影響について継続的に取り組む必要性を認識する。
15. 我々は、国際レベルでの良い統治は持続可能な開発を達成する上での基礎となることを強調する。活力に満ち、皆が活躍できる国際経済環境を確保するため、開発途上国の開発の見通しに影響を与える国際金融、貿易、技術、投資パターンについて取り組むことにより、グローバル経済の統治を促進することが重要である。この趣旨で、国際社会は、構造改革やマクロ経済改革への、対外債務問題の包括的解決、開発途上国の市場へのアクセス拡大への支援など、すべての必要かつ適切な方策を取るべきである。
16. 我々は、すべての国に良い統治の促進を要求する。それは持続可能な開発のために不可欠である。また健全な経済政策や、国民の声に反応した堅実な民主主義的制度、より良いインフラ基盤は、持続的な経済成長、貧困撲滅、雇用創出の基礎となり、自由、平和、保障、国内の安定、開発権を含む人権尊重、法治、男女平等、市場志向型の政策、公正で民主的な社会への総合的なコミットメントもまた、重要かつ相互に強化されるものであると再確認する。
17. 我々は、社会対話の枠組みを含めた適切な制度および法令は、労働市場の効果的かつ公正な機能にとって重要な要素となると認識する。これは、労働者の権利を守る労働法の採択および実施を含んでいる。
18. 我々は、政府やその他の関係機関に対し、必要に応じて、政策の首尾一貫性を保証するなど、雇用やすべての人へのディーセント・ワークに政策が与える影響について考慮するよう促す。
19. 我々は、グローバル化に即して、すべての国が経済の効率性と社会保障を求めることが可能な政策を立案し、より広範で効率的に適用される社会的保護の制度を開発する必要性を認識する。それは各国の需要や状況に応じて判断されるべきであり、この点に関し国際金融機関や ILO など国際社会が、適宜または要求に応じて、開発途上国の支援にともに取り組みうとすべきである。
20. 我々は、世界の貧困者数の 4 分の 3 が、主に開発途上国の農村地域に住んでいることに関して、農村部の開発は国内および国際開発政策において不可欠であり、貧困からの脱却には、開発途上国の零細農業者の生計の保障の重要性を考慮すると、農村部の農業、非農業部門の生産性を向上させ、収入を上げるための緊急の取り組みが必要である。これには、市場へのアクセスの実質的な改善、あらゆる輸出補助金の廃止を視野に入れた削減、貿易を歪曲的にするような国内支持の大幅な削減、海外直接投資など物的なインフラや製品多角化における投資拡大、輸出品の高付加価値化が含められるべきである。我々は開発途上国の農業開発と農業分野における貿易に関する能力構

築に関し、国連システムや国際社会等によるさらなる支援を要求し、とりわけ市場本位の商品開発計画の支援および、一次産品共通基金（CFC）第二勘定に基づく調整への支援を奨励する。

- 2.1. 我々は、農村部と都市部が経済、社会、環境に関し、相互依存しており、都市は、農村部と都市部双方の居住地域開発に寄与する経済成長の機動力であることを再び強調する。総合的な施設の配置計画や、農村部、都市部それぞれの生活状況に対し注意を払うことは、すべての国民にとって大変重要である。それぞれ異なる経済的、社会的、環境的な需要に適切に配慮することにより、農村部と都市部の間での相互の貢献やつながりを最大限活用しなければならない。都市部の貧困に対処する一方、農村部の貧困を撲滅し、生活条件を向上させ、雇用と教育の機会を農村集落や中小都市において創出することもまた必須である。
- 2.2. 我々は、飢餓と貧困撲滅、生産と消費の持続不可能なパターンの変革、経済的、社会的発展の基礎となる天然資源の保護および管理は、持続可能な開発にとって、包括的な目標かつ必須の要件であること、リオ宣言、特に「環境と開発に関するリオ宣言」の第7原則で打ち出され、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）の中で要請された、「各国は普遍的だが異なった責任を持つ」という原則などを考慮に入れ、開発途上国が主導となり、すべての国がそのプロセスから利益を得て、すべての国が持続可能な消費と生産パターンを促進することを再確認する。
- 2.3. 我々は、グローバル世界の中で各国経済の相互依存関係が益々高まり、国際的経済関係のためのルールに基づいた体制が出現し、国内の経済政策の余地、つまり、特に貿易、投資、産業開発の分野における国内政策の余地は、今やしばしば国際規律、国際的な約束、グローバル市場への配慮に影響されることを認識する。各国政府は、国際規律や約束を受入れることによって得る利益と、政策スペースを失うことによってもたらされる制約の間でのトレードオフを見極めることになる。とりわけ開発途上国にとっては、開発目標や目的に留意し、すべての国家が国内政策の余地と国際規律や国際的な約束との適度なバランスをとる必要性を考慮することは、重要である。
- 2.4. 我々は、開発途上国や経済移行国において、その開発活動を支援する、投資から派生し得る利益を増進するため、海外直接投資など直接投資を拡大することを決意する。
- 2.5. 我々はさらに、開発途上国や経済移行国が、とりわけ適切に契約を実施し、所有権と法の支配を尊重する、透明かつ安定し、予測可能な投資環境を達成し、ビジネス形成を促進する適切な政策と規制の枠組みを遂行することにより、結果的に投資を招く国内環境を創ろうとする取り組みに引き続き支援を行うことを決意する。
- 2.6. 我々は、必要に応じて、環境に優しい技術や通信の仕組みなど、技術の利用、技術の開発、移転、普及を、開発途上国や経済移行国に対して、相互合意に基づき、優遇条件、破格の条件等好条件で促進することを決意する。
- 2.7. 我々は、新しい投資や雇用を創出し、開発への資金提供を行う際に果た

すことのできる民間部門の重要な役割について同意する。

28. 我々は、農村部と都市部両方での企業の開発に役立つ環境の形成を引き続き遂行するよう各国政府に奨励する。とりわけ無担保の小口融資、社会保障制度、市場や新技術に関する情報、改善された規制を利用可能にする、中小企業の登録のためのより単純化かつ改良された管理体制を通して、零細、中小企業の促進、フォーマル及びインフォーマル・セクターにおける女性の参加や起業への促進を行う政策に対し、特別の関心を払うべきである。そのような政策はインフォーマル経済活動を経済の主流に統合することに寄与するべきである。
29. 我々は、企業の責任と説明責任を促進することの重要性について強調する。我々は、グローバル・コンパクトによって促進されているような、責任あるビジネス慣行を奨励し、民間企業に対し、企業の取り組みの経済的、財政的影響のみならず、開発、社会、人権、ジェンダー、環境に与える影響も考慮に入れるよう要請する。これに関して、我々はILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の重要性を強調する。
30. 我々は、開発途上国や経済移行国の生産的な雇用やすべての人にディーセント・ワークを生み出す可能性のある経済分野へ向けて、さらなる国内投資と国際開発資金及び投資を求める。そのような開発資金は、必要に応じて、雇用創出や、すべての人、とりわけ若者や女性に対してディーセント・ワークを目的とした持続可能な開発のための債務交換を含む。
31. 我々はまた、公共部門が使用者として、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを効率的に創出することが可能な環境の開発において果たす重要な役割に同意する。
32. 我々は、雇用創出が紛争後の復興や開発に貢献しうる重要性を強調する。我々は、紛争や災害の影響により生活が破壊されたすべての男女に、緊急に雇用の機会を創出することを強調する。我々は、すべての国際機関、市民社会団体、民間企業が、そのような緊急事態の影響に取り組む際に、雇用創出への国内取り組みを捕捉するよう求める。
33. 我々は、多国間または二国間ドナー、関係機関が、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを求めて協力、協調することを強く奨励する。このために、我々はすべての関係国際機関に対し、各国政府や関係者の要請を受けて、その計画、政策、取り組みを通して、国内開発戦略に沿った完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワーク目標に貢献するよう求める。
34. 我々は、国連の基金、計画、機関が、金融機関に対し、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワーク目標を、各国の政策、計画、取り組みの主流に組み込む努力を支援するよう求める。これに関して、我々は、自主的に、各国の開発に対し、より整合性のある、実質的な国連のアプローチを達成するため、関係者が正当にILOディーセント・ワーク国別計画を考慮することを求める。

35. 我々はまた、各機能別委員会、各地域委員会が、完全雇用かつすべての人へのディーセント・ワーク目標へ向かって、その取り組みがどのように貢献しているか、また貢献し得るか検討するよう求める。
36. 我々はまた、国連行政調整委員会からの要請を受けて、ILOにより、現在進められているディーセント・ワークを促進するために必要なツールの開発に、すべての関係機関がともに積極的に取り組むことを奨励する。
37. 我々は、ILOに対し、政策と実践プログラムにおいて大きな進歩を遂げるために、2005年世界サミット及び世界社会開発サミットの成果に盛り込まれているものも含め、主要な国連会議やサミットにおいて、完全雇用、生産的な雇用およびすべての人へのディーセント・ワークを促進するという公約の実践に焦点を当てるよう求める。この件に関して、我々はILOに、この目標を達成するため、すべての関係機関と協力して、2015年までの期限付き行動計画の策定を考慮するよう求める。
38. 我々は、この宣言を実行することを決意し、ブレトンウッズ金融機関やその他の多国間銀行などすべての関係機関に、この件に関する我々の取り組みへの参加を求める。
39. 我々は、この宣言の実践を、経済社会理事会の下部機関などを通して検討し続けることを決意し、同理事会が国連全体の関係プログラムにおける協調性と一貫性を保証するべきであると強調する。
40. 我々は、国連事務総長が、国連の主要会議やサミットでの成果のフォローアップに関する年次報告に、国内においても国際的にも完全雇用、生産的な雇用及びすべての人へのディーセント・ワークを達成する環境開発の進捗状況と、その政策、実践の両面で持続可能な開発に与える影響についての検討を含めるよう求める。